

走島群島地域（福山市）産業振興促進事項

1 対象区域

対象区域は、離島振興対策実施地域である走島とする。

2 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年4月1日から令和15（2033）年3月31日までとする。

3 対象区域の産業の現状・課題及び振興方針等

本計画「Ⅴ 指定地域別離島振興計画」の「1 走島群島地域振興計画」に定める「3 産業の振興及び就業の促進」のとおり。

4 産業の振興の対象とする事業が属する業種

対象業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

5 関係自治体、事業者等における適切な役割分担等

対象区域における産業振興を図るため、関係自治体等が次のとおり取組を進めることとする。

（1）福山市

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 固定資産税の課税免除による優遇措置
- ・ 効果的な稚魚放流などによる「つくり育てる漁業」の振興
- ・ 国・県と連携し、新たな漁師の担い手育成を支援
- ・ 各種経営相談に対応するため、びんご産業支援コーディネーターを派遣
- ・ 新規加工場への移転や、それに伴う新加工技術及び流通体制の整備の支援

（2）広島県

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除
- ・ 設備投資、雇用促進、産業育成のための補助金
- ・ 産業振興のための人材育成・確保に向けた取組
- ・ 研究・技術開発支援の取組
- ・ 基幹施設である走漁港などの整備
- ・ 新規加工場への移転や、それに伴う新加工技術及び流通体制の整備の支援
- ・ その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備

（3）漁業協同組合

- ・ 経営者研修等による人材育成の実施
- ・ 経営指導、経営基盤の強化
- ・ 漁場環境の整備・改善
- ・ 水産資源の適切な管理

6 計画の目標, 評価に関する事項

(1) 計画の目標

区 分	新規設備投資件数 (延数)	新規雇用者数
製造業	1 件	2 人
農林水産物等販売業	1 件	2 人
旅館業	1 件	2 人
情報サービス業等	1 件	2 人

(2) 評価

上記(1)に掲げる目標については, 毎年度, その前年度の達成状況等を把握し, その達成状況に応じた振興方針等を検討することとする。